



平成 22 年 10 月 15 日

各 位

会 社 名 大和システム株式会社

代表者名 代表取締役社長 広本 和彦
(コード番号 8939 東証第2部)
問合せ先 総務部長 松浦 裕二
(TEL : 06 - 4301 - 3015)

民事再生手続開始決定のお知らせ

当社は、平成 22 年 10 月 15 日、大阪地方裁判所から民事再生手続開始決定を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

関係の皆様には多大なご心配とご迷惑をおかけしておりますことは誠に申し訳なく、心からお詫び申し上げます。今後、当社は、裁判所及び監督委員による指導監督のもと、役職員一同、事業の再生に向け全力を尽くしてまいり所存ですので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 民事再生手続開始決定

大阪地方裁判所平成 22 年（再）第 28 号再生手続開始申立事件（申立日・平成 22 年 10 月 1 日）について、平成 22 年 10 月 15 日付で大阪地方裁判所より民事再生手続開始の決定がなされました。

2. 民事再生法による今後の予定

- | | |
|---|---|
| (1) 財産評定書、報告書（民事再生法 124 条、125 条）
の提出期限 | 平成 22 年 12 月 10 日 |
| (2) 再生債権の届出期間 | 平成 23 年 1 月 7 日まで |
| (3) 認否書の提出期限 | 平成 23 年 2 月 25 日 |
| (4) 再生債権の一般調査期間 | 平成 23 年 3 月 7 日から
平成 23 年 3 月 22 日まで |
| (5) 再生計画案の提出期限 | 平成 23 年 4 月 14 日 |

以上